一般社団法人 滋賀県バスケットボール協会 滋賀県におけるバスケットボール事業・活動実施ガイドライン

「滋賀県におけるバスケットボール事業・活動実施ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」)は、政府や滋賀県、近隣府県ならびにJBAのガイドラインに基づき策定したものです。 新型コロナウイルスに対する3回目〜4回目のワクチン接種が進む中、現時点では一定の収束傾向となっていますが、バスケットボール競技の実施における感染症予防や競技者・指導者等に向けた事業実施のための準備、ならびに大会運営や観戦者に向けた大会開催への道筋や基準を整理し、県内でバスケットボール活動を実施する場合の判断基準、感染症拡大防止のための留意点を地域特性等を考慮した上でまとめたものです。

2022年6月以降、「第6波の収束と感染再拡大への備え」「3回目〜4回目ワクチン接種」「経口薬の普及」等を踏まえ、事業の実施も新たな局面に対応していくべきと考えます。 引き続きコロナ感染拡大予防対策を継続しながら、事業に伴う一定の感染発生を想定して、一定の感染リスクを説明した上で医療体制の逼迫を起こさない競技環境への移行を目指します。 なお、木ガイドラインは2022年5月12日「第5版]として公開されたJBAのガイドラインを参考に第定し、2022年6月15日段階で得られている知見等およびこれまでのコロナ禍における事業実施の経験値

なお、本ガイドラインは2022年5月12日[第5版]として公開されたJBAのガイドラインを参考に策定し、2022年6月15日段階で得られている知見等およびこれまでのコロナ禍における事業実施の経験値に 基づき部分改定しています。今後も状況に応じて、本ガイドラインについて見直すことがあり得ることにご留意ください。

■本ガイドラインの運用においては、以下の項目を基本方針として掲げます。

1)安全最優先

生命・健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを最大限に排除した、選手・チーム、指導者、審判、運営スタッフ、それらの方のご家族等が安全に活動できる競技環境を目指します。

- 2) 「新しい日常」・「新しい生活様式」への適応
 - コロナ禍が到来した以前の「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインの運用を目指します。
- 3) FIBA・JBAガイドラインの踏襲
- FIBA(国際バスケットボール連盟)およびJBA(公益財団法人日本バスケットボール協会)より再開におけるガイドラインが公開されており、バスケットボール競技の特性を考慮しながら判断を行います。
- 4) 不当な扱いや差別などの禁止
 - 感染状況で異なる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことはせず、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷を許容しません。
- 5) 事業と活動に分けた判断基準

<u>実際のバスケットボール活動と競技会・講習会事業</u>で判断基準を分けて考えます。活動の可否判断では感染拡大防止及びケガ防止(選手のコンディション)の2点を考慮する必要があり、事業の可否判断 では感染拡大防止および参加者・運営管理者またはそのご家族等も含めた感染リスクの回避を考慮した上で判断を行います。

- ■【JBAガイドライン第5版】および政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示す【ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか?(R3.9.3)】に示される記載で、重要と思われる3つの事項について以下に抜粋します。
- 1. バスケットボールファミリーの全ての皆様、日常の感染対策意識を高めましょう。

参加者(選手、審判、指導者、運営者、保護者など全ての関係者)は再度、日常および競技会・講習会等 参加時の感染防止対策の徹底を意識してください。

【日常対策5項目】

①マスク着用 ②ソーシャルディスタンスの確保 ③消毒 ④検温等健康チェック ⑤換気

感染力の強い変異株が広まっていますが、対策としては基本的な上記5つであることを再度確認し、徹底 して実行していくことが大切です。

特に、試合中のプレイヤー以外のマスク着用、大きな声を出さない、ドリンクやタオル等を共有しない、マスクを外した状態での飲食・会話を行わない、等について引き続き徹底してください。

2. 主催者・運営者は社会的責任を持って感染対策を参加者に徹底しましょう。

参加者の感染対策意識が高まる方法を考え、守れない場合は参加が認められないことを再周知する。 主催者・運営者は、競技会・講習会を実施する上で、感染拡大をさせない社会的責任を強く意識する。 主催者・運営者は、参加者に感染防止対策を徹底させるための方策を講じるようにする。 主催者・運営者は、参加者に事業参加による一定の感染リスクが伴うことをしっかり周知する。

3. ワクチン接種について

ワクチン接種は政府も接種を推奨していますので本ガイドラインでも推奨しますが、接種を受けるかどうか は個人の任意であることから強制をお願いするものではありません。

ただし、感染は主にワクチン未接種者の間で広がります。ワクチン接種が進んだグループでは全体として 事業に伴う感染に対する抵抗力を高める効果が期待できることは明らかであるため、接種可能な条件・年 齢のバスケットボール関係者はできるだけ継続的なワクチン接種(3回目以降)にご協力ください。

- ・感染対策の重要な柱であるワクチンの接種率は向上しつつあります。ワクチンの有効性は明確ですが、 特に新しい変異株に対しては万能ではないことが指摘されていることも理解しておきましょう。
- **ワクチンの効果**としては、①接種者において重症化及び死亡を予防する効果があること、②発症予防 効果についても一定の効果が認められていることがわかっています。
- ・ワクチン効果の限界としては、①変異株主流になった現在でも重症化予防効果は高いと考えられるが、 完全ではないこと。②ワクチンを接種したとしても感染が生じるいわゆる"ブレークスルー感染"が一定 程度生じること。従って、ワクチンを接種した本人が感染し、他者に二次感染させる可能性があること。 についても理解した上で、引き続き感染拡大対策を継続していきましょう。

■【コロナとのつきあい方滋賀プラン】に示される「警戒レベル」の概要

【コロナとのつきあい方滋賀プラン(2022年6月15日見直し)】

レベル判断指標

■各レベルの判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。 判断にあたっては、専門家の意見も聴取

| | 判断指標 | レベル4 避けたいレベル | レベル3 対策を強化すべきレベル | レベル2 警戒を強化すべきレベル | レベル1 維持すべきレベル 変定的に一般医療が確保され、 新型コロナウイルス感染症に対 し医療が対応できている状況 | レベル0 感染者ゼロレベル |
|-----------|-----------------------|--|----------------------------|----------------------------|--|-------------------------|
| 医療体制等への負荷 | ① 最大確保病床 の使用率 | 入院が必要な 新型コロナウイルス 感染症患者へ 入院加療を提供 できない状態 | 50%以上 | 20%以上 | - | _ |
| | ② 重症者用の最大 確保病床の使用率 | _ | 50%以上 | _ | ı | _ |
| 感染状況 | ③ 新規報告数 | _ | _ | _ | レベルアップ時 10人以上 /10万人/週 レベルダウン時 減少傾向 | 10人未満 /10万人/週 |

【参考指標】

・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況・直近1週間と先週1週間の比較

·入院率 ·感染経路不明割合 ·PCR等検査陽性率

·実効再生産数(Rt) ·人口

・人口10万人当たりの全療養者数

一般社団法人 滋賀県バスケットボール協会 滋賀県におけるバスケットボール事業・活動実施ガイドライン

■第5波収束後の【コロナとのつきあい方滋賀プラン】に対応した、活動・事業の実施判断方針

※大会重要度に基づく特例とは、上位大会に紐づく大会や延期・中止の 判断が困難な事業に適用。

| | | | | | | 刊問は、四様な学术に辿用。 | | | |
|---------------------------------------|--|---|------------|----------------|--------------------|------------------------|-------------------|----------------|---------------|
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | 舌動の内容 | バ | スケットボールの活動 | | 競技会・講習会事業 | | | |
| (参考指標) | ************************************** | *************************************** | 個人練習 | チーム練習 | 練習試合等 (県内・県外含む) | ブロック競技会 (近畿・東海地域など) | 県内競技会 (県内全域対象) | 強化育成活動 | 各種講習会 |
| 政府の方針 分科会ステージ 滋賀ブ | | 兹賀プラン | 制限少 ← | | → 制限大 | 制限大 ← | | | → 制限少 |
| 緊急事態 | | L ACIL A | 0 | Δ | × | × | × | Δ | Δ |
| 宣言 | | レベル4 テージ4 避けたい レベル | 日常対策5項目の徹底 | 段階的再開 | 原則自粛 | 原則自粛 | 原則自粛 | 段階的再開 | 段階的再開 |
| 士 / 2元P士 | | | 管理要件クリア努力 | 管理要件クリア必須 | 県内・県外含め原則自粛 | ※大会重要度に基づく特例あり | ※大会重要度に基づく特例あり | 管理要件クリア必須 | 管理要件クリア必須 |
| まん延防 止等重点 | | | 個人レベルの活動は可 | 移動は県内のみ | 合同練習会も原則自粛 | 移動は感染拡大地域以外が原則 | 移動は県内のみ | 移動は感染拡大地域以外が原則 | 移動は県内のみ |
| 世 持置 | レベル3 ステージ3 対策を 強化 | L. ACILO | 0 | Δ | Δ | Δ | Δ | Δ | Δ |
| JAIL | | | 日常対策5項目の徹底 | 段階的再開 | 段階的再開 | 段階的再開 | 段階的再開 | 段階的再開 | 段階的再開 |
| | | | 管理要件クリア努力 | 管理要件クリア必須 | 管理要件クリア必須 | 管理要件完全クリア必須 | 管理要件完全クリア必須 | 管理要件クリア必須 | 管理要件クリア必須 |
| | | | 個人レベルの活動は可 | 移動は感染拡大地域以外が原則 | 移動は感染拡大地域以外が原則 | 参加者数は施設の制限に従う | 参加者数は施設の制限に従う | 参加者数は施設の制限に従う | 参加者数は施設の制限に従う |
| | ステージ2 | レベル2 警戒を 強化 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 日常対策5項目の徹底 | 日常対策5項目の徹底 | 日常対策5項目の徹底 | 日常対策5項目の徹底 | 日常対策5項目の徹底 | 日常対策5項目の徹底 | 日常対策5項目の徹底 |
| | | | 管理要件クリア努力 | 管理要件クリア努力 | 管理要件クリア努力 | 管理要件クリア必須 | 管理要件クリア必須 | 管理要件クリア努力 | 管理要件クリア努力 |
| | | | 個人レベルの活動は可 | 参加者数は施設の制限に従う | 参加者数は施設の制限に従う | 参加者数は施設の制限に従う | 参加者数は施設の制限に従う | 参加者数は施設の制限に従う | 参加者数は施設の制限に従う |
| | | レベル1 レベル0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| - | | | 完全再開 | 完全再開 | 完全再開 | 完全再開 | 完全再開 | 完全再開 | 完全再開 |
| | | | 日常対策5項目の徹底 | 日常対策5項目の徹底 | 日常対策5項目の徹底 | 日常対策5項目の徹底 | 日常対策5項目の徹底 | 日常対策5項目の徹底 | 日常対策5項目の徹底 |
| | | | | | | | | | |

- ■感染拡大地域の判断
- ・政府の分科会が提案する4つのステージと 6指標を参考に、感染対策実施状況等を含め 総合的に判断する。
- ■自主的な参加の見合せ条件
- ・体調が良くない場合は積極的に休むこと! (例:発熱・咳・咽頭痛などの症状が ある場合)
- ・同居家族や身近な人に感染が疑われる 方がいる
- ・過去14日以内に政府から入国制限、 入国後の観察期間を必要とされて いる国、地域等への渡航又は当該 在住者との濃厚接触がある場合

- ■万全の対策を担保するための感染防止対策の管理要件 8項目
- ロプレー中以外でのマスクの着用やソーシャルディスタンス確保の徹底、基本的な衛生エチケットを遵守する
- □参加者全員の2週間前からの健康チェックシートの確認
- □参加者全員の当日の検温(参加前:必須、参加後:必要に応じて)の実施
- 口各部屋にアルコール消毒液を設置

- 口手指消毒液など、試合や練習では広く使用ができるように準備し、参加者/選手、コーチ、審判は 頻繁に手洗いを実施する
- □手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意する
- 口全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ
- □事業終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告

■【チーム活動時】または【大会中】に体調不良者が出た場合の対応フローの例

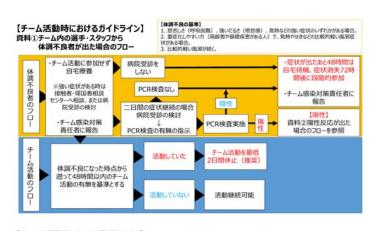
事業に伴う一定の感染発生を想定した 上で、体調不良者が確認された場合は 右図のフローに従って対応を実施して ください。

なお、これ以外のケースについてはJBA のガイドライン(2022年5月12日「第5 版])を参考に対応してください。

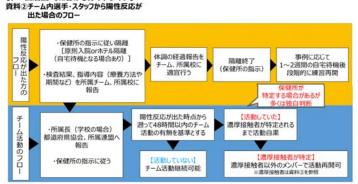
※重要なことは感染拡大のリスクを適 切に把握することと、その後に感染を 拡大させないことです。今後の事業の あり方を検討する上でも、異常を把握 した際には速やかに大会責任者へ報告 するようにしてください。

※ワクチン接種が進んだ段階において も、感染症法上の2類に分類されてい る以上、感染者と濃厚接触者は隔離生 活を余儀なくされ、生活に大きな影響 が及びます。そのような感染リスクを 十分理解した上で事業参加を検討し、 日頃からの感染対策の徹底をお願いし

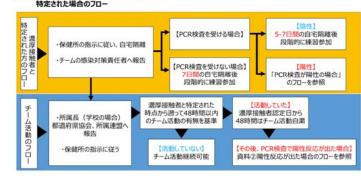
※待機・隔離期間の日数がJBA[第5 版]で変更されています。



【チーム活動時におけるガイドライン】



【チーム活動時におけるガイドライン】 資料③チーム内選手・スタッフから濃厚接触者として 特定された場合のフロー



【チーム活動時におけるガイドライン】 資料④チーム内選手・スタッフの同居者が濃厚接触者として 特定された場合のフロー

